

事務連絡
平成27年12月22日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災補償訟務分析官

「平成27年度（上半期）主要判決」の送付について

「平成27年度（上半期）主要判決」を別添のとおり取りまとめたので、局署の担当者に幅広く情報提供を行うことによって、認定業務や訴訟対応を的確に実施するための参考とされたい。

平成 27 年度（上半期）主要判決

平 成 27 年 12 月

労働基準局補償課
労災補償訟務分析官

平成 27 年度（上半期）の主要判決

<はじめに>

1 平成 27 年度（上半期）の労災行政事件訴訟においては、83 件の判決（勝訴 76 件、敗訴 7 件）があり、このうち主要なもの 21 件（勝訴 14 件、敗訴 7 件）について、勝訴・敗訴の要因分析を行ったので、局署の担当者に幅広く情報提供を行うことによって、認定業務や訴訟対応を的確に実施するための参考とされたい。

2 今期における敗訴事件（7 件）は、国の主張する事実関係の認定や評価が判決において認められなかったものであり、主要な敗訴要因を具体的に見てみると、以下のとおり、

① [redacted] (5 件)

② [redacted] (1 件)

③ [redacted] (1 件)

となっている。

今後の業務遂行に当たっては、同様の対応が繰り返されることのないように、十分に留意する必要がある。

(1) [redacted] (5 件)

ア 事実認定に当たっての供述内容の信用性の検討

① [redacted]

[redacted]

<国の主張と判決との対比>

	事 実 認 定
国	[redacted]
判 決	[redacted]

※ 精神障害の認定基準においては、関係者が相反する主張をする場合の事実認定の方法について、法律専門家の助言が必要な場合には、法務専門員等の法律専門家の意見を求めることとされている（第6の4「法律専門家の助言」）。

② [Redacted]

[Redacted]

<国の主張と判決との対比>

	事 実 認 定
国	[Redacted]
判 決	[Redacted]

イ 時間外労働時間の適正な算定

① [Redacted]

[Redacted]

<国の主張と判決との対比>

	事 実 認 定
国	[Redacted]
判 決	[Redacted]

※ 労働時間の算定に当たって、[redacted] 最近の類似
の敗訴事件として、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日秋田地裁判決（「平成26年度下半期主要判決」37、38頁
（精神障害事案）参照）がある。

② [redacted]
[redacted]

ウ 発症前6か月より前の業務の過重性についての調査

① [redacted]
[redacted]

※ 第1審判決の要旨（「平成26年度下半期主要判決」17、18頁参照）
[redacted]

(2) [redacted] (1件)

ア [redacted]
[redacted]

<国の主張と判決との対比>

	死 因 の 認 定
国	
判 決	

(3) (1件)

ア

- 3 勝訴事件については、先例的な意義を有するもの、訴訟対応に当たっての主張・立証の手法が参考になると考えられるものなどを選定した。

< 目 次 >

1 脳・心臓疾患事案

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 東京地裁判決 (9、10頁)		持ち帰り残業、自宅の パソコン履歴を根拠 とした労働時間の算 定
2	平成■年■月■日 東京地裁判決 (11、12頁)		タコグラフ、脳幹出血 、高血圧
3	平成■年■月■日 高松高裁判決 (13、14頁)		くも膜下出血、金属音 、ノルマ

● 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 東京地裁判決 (15、16頁)		始業時刻前の労働時 間
2	平成■年■月■日 大阪高裁判決 (17、18頁)		発症前36か月前か らの長時間労働、疲労 の蓄積

2 精神障害事案

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 横浜地裁判決 (19、20頁)		担当業務の増大、上司からのパワハラ
2	平成■年■月■日 静岡地裁判決 (21、22頁)		提出期限の遵守、ノルマの未達成、上司とのトラブル
3	平成■年■月■日 名古屋高裁判決 (23、24頁)		発病後の悪化、特別な出来事
4	平成■年■月■日 東京地裁判決 (25、26頁)		寛解、回復

● 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 札幌地裁判決 (27、28頁)		目標の未達成、降格人事
2	平成■年■月■日 東京地裁判決 (29、30頁)		最重要顧客に対する謝罪、恒常的長時間労働
3	平成■年■月■日 京都地裁判決 (31、32頁)		1年近く繰り返された叱責、大声での「ヤクザ口調」による叱責

3 その他の事案

(1) 高次脳機能障害

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 静岡地裁判決 (33、34頁)		高次脳機能障害、画像 所見、脳梗塞

(2) 脳脊髄液漏出症

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 大阪高裁判決 (35、36頁)		脳脊髄液漏出症、起立 性頭痛、四肢麻痺

(3) じん肺

● 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 福井地裁判決 (37、38頁)		じん肺、喀痰の増加に よる窒息死

(4) 誤嚥性肺炎

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 札幌地裁判決 (39、40頁)		誤嚥性肺炎

(5) 他人の暴行

● 敗訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 京都地裁判決 (41、42頁)		他人の暴行、供述内容の信用性

(6) 業務遂行性

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 名古屋高裁金沢支部 判決 (43、44頁)		業務遂行性、赴任に伴う資材の移動行為

(7) 労働者性

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 広島地裁判決 (45、46頁)		構内下請け作業員の労働者性

(8) 二重就労

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 大阪高裁判決 (47、48頁)		二重就労者の給付基礎日額（平均賃金）

(9) 海外派遣者

○ 勝訴

NO	判決日・裁判所	判決の概要	キーワード
1	平成■年■月■日 東京地裁判決 (49、50頁)		海外派遣者と海外出張者との区分

- 【脳心1】平成■■年■■月■■日 東京地裁判決 国勝訴（原告控訴）
（平成■■年■■月■■日 東京高裁判決 国勝訴（上告受理申立中））

キーワード：持ち帰り残業、自宅のパソコン履歴を根拠とした労働時間の算定

1 事件の概要

2 判決要旨（国勝訴）

（1）判断枠組み

（2）業務起因性

ア 労働時間

イ 業務内容

[Redacted]

ウ 本件疾病の発症に関する業務外の要因

[Redacted]

エ 結論

[Redacted]

3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	自宅のパソコン履歴を根拠とした労働時間の算定	[Redacted]
2	持ち帰り残業の労働時間算定に当たっての考え方	
3	リスクファクター	

○ [脳心2] 平成■■年■月■日 東京地裁判決 国勝訴 (控訴審係争中)

キーワード：タコグラフ、脳幹出血、高血圧

1 事件の概要

2 判決要旨 (国勝訴)

(1) 判断枠組み

(2) 業務起因性

ア 労働時間の認定

イ 短期間の過重負荷

ウ 長期間の過重負荷

エ リスクファクター

オ 結論

3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	労働時間の 算定	
2	リスクファ クター	

- [脳心3] 平成■■年■月■日 高松高裁判決 国勝訴（上告受理申立中）
（平成■■年■月■日 徳島地裁判決 国勝訴（原告控訴））

[

キーワード：くも膜下出血、金属音、ノルマ

1 事件の概要

2 判決要旨（国勝訴）

(1) 判断枠組み

(2) 業務起因性

ア 長期間の過重負荷

(ア) 時間外労働時間

(イ) 温度環境

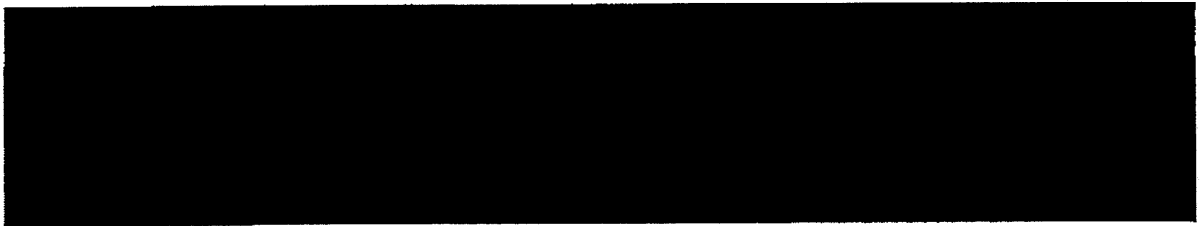
(ウ) 騒音

(エ) 小括

イ 異常な出来事



ウ 脳動脈瘤の大きさ及び本件疾病のリスクファクター



エ 結論



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	本件金属音の騒音レベル	
2	本件金属音を流し始めた時期	
3	発症当日の作業量	
4	リスクファクター	

○ [脳心1] 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 (確定)

キーワード: 始業時刻前の労働時間

1 事件の概要

2 判決要旨 (国敗訴)

(1) 判断枠組み

(2) 業務起因性

ア 時間外労働時間

イ リスクファクター

ウ 結論

3 国の主張と判決の主な相違点

	項 目	国の主張	判 決
1	始業前の労働時間の算定		
2	リスクファクター		

4 敗訴要因

	項 目	敗訴した要因として考えられる事項
1	始業前の就業実態の調査	

※ 類似事案

労働時間の算定に当たって、[REDACTED]最近の類似の敗訴事件として、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日秋田地裁判決（「平成26年度下半期主要判決」37、38頁（精神障害事案）参照）がある。

○〔脳心2〕平成 年 月 日 大阪高裁判決 国敗訴（確定）
（平成 年 月 日 大阪地裁判決 国敗訴（国控訴））

キーワード：発症前36か月前からの長時間労働、疲労の蓄積

1 事件の概要

2 判決要旨（国敗訴）

（1）亡子の死亡機序及び判断枠組み

（2）業務起因性

3 国の主張と判決の主な相違点

	項目	国の主張	判決
1	冠動脈の狭窄率		

2	冠動脈攣縮 の原因	
3	本件発症前 36 か月頃の 長時間労働 と亡子の血 管病変(冠動 脈硬化)の増 悪との関係	
4	冠動脈硬化 の発生の原 因	

4 敗訴要因

	項目	敗訴した要因として考えられる事項
1	発症前6か月より前 の業務の評価につ いての医学的根拠	
2	発症前6か月より前 の業務の過重性につ いての調査不足	

○【精神1】平成■■年■月■日 横浜地裁判決 勝訴（確定）

キーワード：担当業務の増大、上司からのパワハラ

1 事件の概要

2 判決要旨（国勝訴）

（1）判断枠組み

（2）発病時期

（3）業務起因性

ア 担当業務の増大

（ア）時間外労働時間の増加

（イ）仕事量の増加

（ウ）業務内容の困難度の増加及び異質化

(エ) その他の事情

[Redacted]

(オ) 小括

[Redacted]

イ [Redacted] 部長からの業務指導

[Redacted]

(3) 結論

[Redacted]

3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント (主張、証拠)
1	新POSシステムの不具合への対応業務、不正経理の検証業務の負荷	[Redacted]
2	[Redacted] 部長からの業務指導	[Redacted]

○ [精神2] 平成 年 月 日 静岡地裁判決 国勝訴 (控訴審係争中)

キーワード：提出期限の遵守、ノルマの未達成、上司とのトラブル

1 事件の概要

2 判決要旨 (国勝訴)

(1) 判断枠組み

(2) 発病時期

(3) 業務起因性

ア 業務の質的過重性

イ 上司とのトラブル

ウ ノルマの未達成



エ 総合評価



オ 結論



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	手引改訂作業の困難性	
2	改訂手引きの提出期限の位置付け	

- [精神3] 平成 年 月 日 名古屋高裁判決 国勝訴 (確定)
(平成 年 月 日 名古屋地裁判決 国勝訴 (原告控訴))

[]

キーワード：発病後の悪化、特別な出来事

1 事件の概要

[]

2 判決要旨 (国勝訴)

(1) 判断枠組み

[]

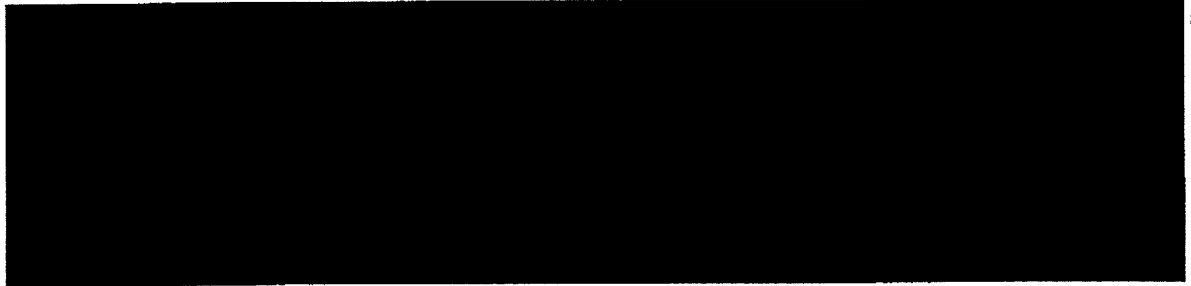
(2) 控訴人の精神障害の症状

[]

(3) 業務起因性

ア 観察報告書の交付

[]



イ 認定基準における「発病後の悪化」の認定要件の該当性



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	認定基準における「発病後の悪化」の考え方	

○ [精神4] 平成■■年■■月■■日 東京地裁判決 国勝訴（控訴審係争中）

キーワード：寛解、回復

1 事件の概要

2 判決要旨（国勝訴）

(1) 原告の精神障害の状況

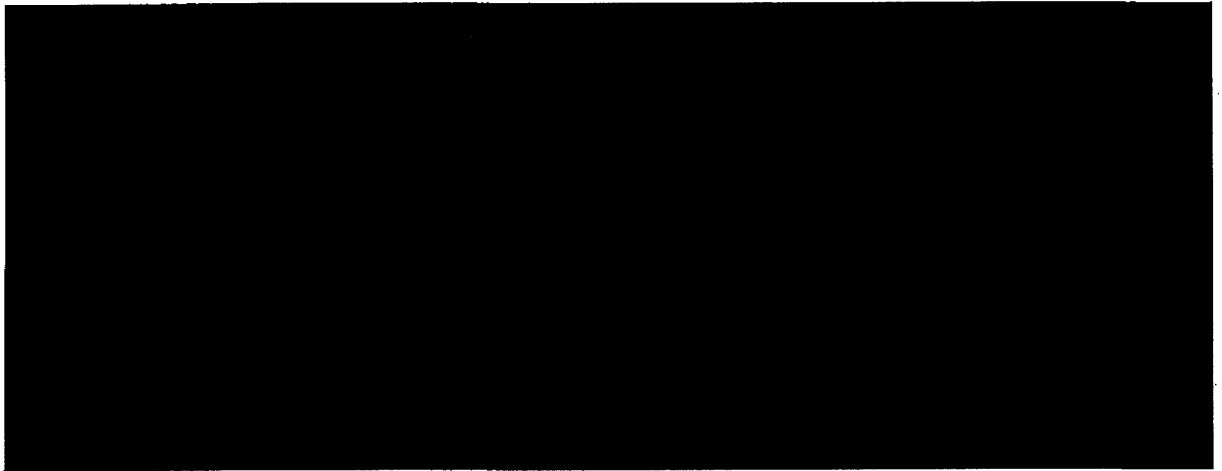
ア 精神障害の発病時期

イ 上記アの精神障害の寛解の有無

(2) 業務起因性

ア 平成■■年■■月頃に発病したと原告が主張する「反復性うつ病性障害」

イ 平成■■年■■月頃に発病した原告の精神疾患及びその悪化



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	「寛解」についての精神医学上の考え方	
2	原告が「寛解」したと主張する時期の具体的な症状	

○ [精神1] 平成■■年■月■■日 札幌地裁判決 国敗訴（確定）

キーワード：目標の未達成、降格人事

1 事件の概要

2 判決要旨（国敗訴）

（1）判断枠組み

（2）発病時期

（3）業務起因性

ア ■■■への昇格

イ 計画目標の未達成等

ウ 最重点企業の担当者の後任の人選

エ 時間外労働時間

オ 結論

3 国の主張と判決の主な相違点

	項 目	国の主張	判 決
1	計画目標の未達成等		
2	最重点企業の担当者の後任の人選		

4 敗訴要因

	項 目	敗訴した要因として考えられる事項
1	本件事案の事実認定及び心理的負荷の評価	

※ 供述内容の信用性の検討

精神障害の認定基準においては、関係者が相反する主張をする場合の事実認定の方法について、法律専門家の助言が必要な場合には、法務専門員等の法律専門家の意見を求めることとされている（第6の4「法律専門家の助言」）。

○ [精神2] 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 (確定)

キーワード: 最重要顧客に対する謝罪、恒常的長時間労働

1 事件の概要

2 判決要旨 (国敗訴)

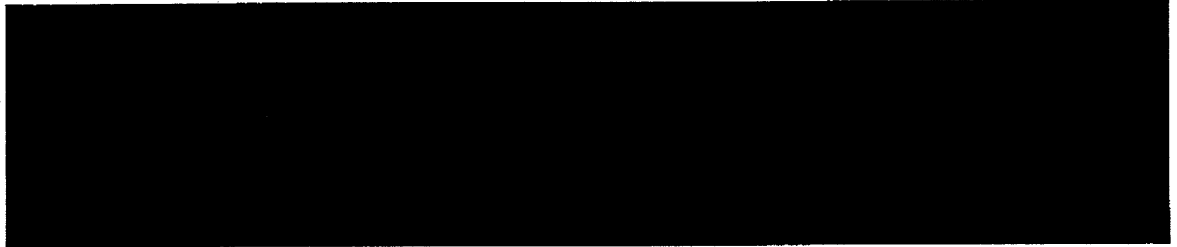
(1) 判断枠組み

(2) 発病時期

(3) 業務起因性

ア 労働時間

イ パワーハラスメント



ウ 総合評価



3 国の主張と判決の主な相違点

	項 目	国の主張	判 決
1	労働時間の算定		
2	最重要顧客C社に対する謝罪		

4 敗訴要因

	項 目	敗訴した要因として考えられる事項
1	原処分段階における調査不足	
2	提訴段階における事実関係の主張・立証	

○〔精神3〕平成 年 月 日 京都地裁判決 国敗訴（確定）

[

キーワード：1年近く繰り返された叱責、大声での「ヤクザ口調」による叱責

1 事件の概要

2 判決要旨（国敗訴）

（1）判断枠組み

（2）発病時期

（3）業務起因性

ア 上司による叱責・暴言等

イ 時間外労働

ウ 総合評価

(4) 業務外の心理的負荷

(5) 結論

3 国の主張と判決の主な相違点

	項 目	国の主張	判 決
1	発病時期		
2	評価対象期間		
3	上司の叱責・暴言の心理的負荷		
4	恒常的長時間労働（月100時間程度）		
5	業務外の心理的負荷		

4 敗訴要因

	項 目	敗訴した要因として考えられる事項
1	上司の叱責・暴言等の心理的負荷についての主張・立証（別件民事訴訟との関係）	

○ [高次脳機能障害] 平成■■年■■月■■日 静岡地裁判決 国勝訴 (確定)

キーワード: 高次脳機能障害、画像所見、脳梗塞

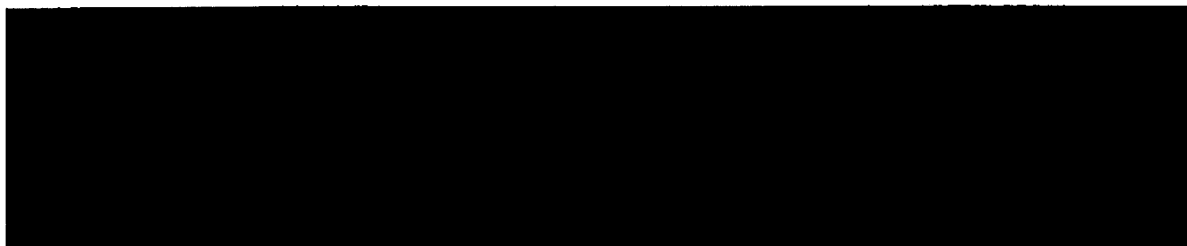
1 事件の概要

2 判決要旨 (国勝訴)

(1) 業務起因性

ア 脳の器質的病変

イ 神経心理学的検査



(2) 結論



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	原告の高次脳機能障害は本件事故によるものではないことについての主張・立証	

- [脳脊髄液漏出症] 平成■■年■月■■日 大阪高裁判決 国逆転勝訴（上告受理申立中）
（平成■■年■月■■日 和歌山地裁判決 国敗訴（国控訴））

キーワード：脳脊髄液漏出症、起立性頭痛、四肢麻痺

1 事件の概要

[Redacted]

2 判決要旨（国勝訴）

（1）脳脊髄液漏出症の発症の有無

ア 画像診断

[Redacted]

イ 起立性頭痛等

[Redacted]

ウ MRI ミエログラフィー及び頭部MRI 画像

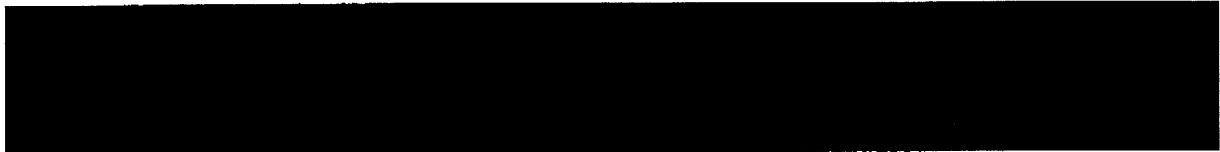
[Redacted]

エ 小括

[Redacted]

（2）四肢麻痺又は重度の四肢機能障害の有無

[Redacted]



(3) 結論



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	脳脊髄液漏出症に関する医学的知見	
2	症状固定時における原告の障害の状態	

※ 「厚生労働省中間報告基準」

厚生労働省の研究班である「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究班」が、厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業として、脳脊髄液漏出症の研究を行った結果を取りまとめた「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究 平成22年度総括研究報告書」（「中間報告」）の中で、「脳脊髄液漏出症画像判定基準・画像診断基準」（「中間報告基準」）が示されている。

○ [じん肺] 平成■年■月■日 福井地裁判決 国敗訴（確定）

キーワード：じん肺、喀痰の増加による窒息死

1 事件の概要

2 判決要旨（国敗訴）

（1）判断枠組み

（2）業務起因性

ア 亡夫のじん肺の進行の有無

イ 肺炎の可能性

ウ 胃ろう増設に伴う誤嚥の可能性

エ アルツハイマー病、脳梗塞等の悪化による誤嚥の可能性

オ 結論

3 国の主張と判決の主な相違点

	項 目	国の主張	判 決
1	胃ろう増設に伴う誤嚥による喀痰の増加の可能性		
2	アルツハイマー病、脳梗塞等の悪化による誤嚥の可能性		

4 敗訴要因

	項 目	敗訴した要因として考えられる事項
1	死因の認定のための医学的検討	

- [誤嚥性肺炎]・平成■■年■■月■■日 札幌地裁判決 国勝訴（原告控訴）
（平成■■年■■月■■日 札幌高裁判決 国勝訴（確定））

キーワード：誤嚥性肺炎

1 事件の概要

2 判決要旨（国勝訴）

（1）判断枠組み

（2）脊髄腫瘍発症後の治療経過

(3) 業務起因性

3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	脊髄腫瘍の療養経過	

○ [他人の暴行] 平成■■年■月■日 京都地裁判決 国敗訴（確定）

キーワード：他人の暴行、供述内容の信用性

1 事件の概要

[Redacted content]

2 判決要旨（国敗訴）

（1）他人の故意行為による負傷に係る判断枠組み

[Redacted content]

（2）業務起因性

[Redacted content]

3 国の主張と判決の主な相違点

	項 目	国の主張	判 決
1	原告の供述の信用性		
2	Xの供述の信用性(※)		

4 敗訴要因

	項 目	敗訴した要因として考えられる事項
1	原処分時における事実認定のための調査不足	

- [業務遂行性] 平成■■年■■月■■日 名古屋高裁金沢支部判決 国勝訴（上告受理申立中）
（平成■■年■■月■■日 金沢地裁判決 国勝訴（原告控訴））

キーワード：業務遂行性、赴任に伴う資材の移動行為

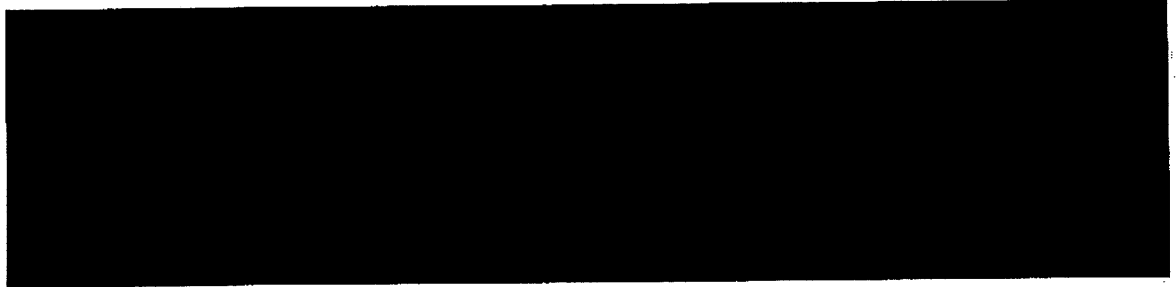
1 事件の概要

2 判決要旨（国勝訴）（第1審判決からの引用を含む）
（1）判断枠組み

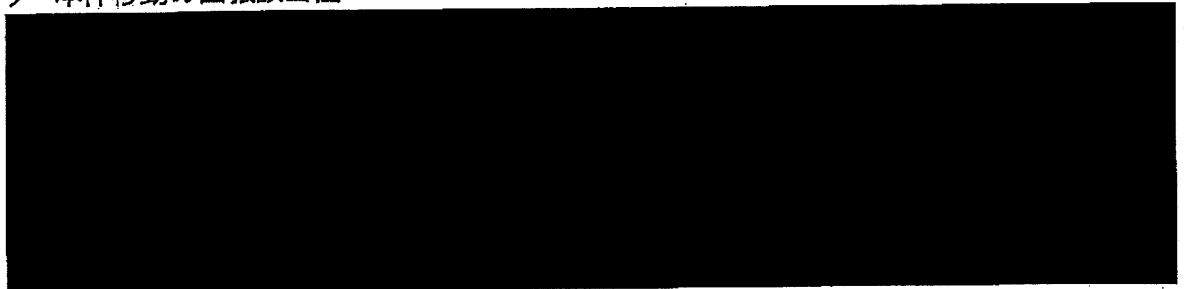
（2）業務遂行性

ア 前任地からの資材運搬等を目的とする本件移動の業務遂行性

イ 本件移動についての上司の包括的命令の有無



ウ 本件移動の出張該当性



エ 結論



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	本件移動の 業務遂行性	
2	控訴人の上 司からの包 括的な命令 の有無	
3	出張とは認 められない こと	

○ [労働者性] 平成 年 月 日 広島地裁判決 国勝訴 (確定)

キーワード: 構内下請け作業員の労働者性

1 事件の概要

2 判決要旨 (国勝訴)

(1) 判断枠組み

(2) 労働者性の検討

① 仕事の依頼、業務従事に対する諾否の自由の有無

② 業務遂行上の指揮監督の有無

③ 拘束性 (勤務時間・勤務場所、服務規律) の有無

④ 労務提供の代替性の有無

[Redacted]

⑤ 報酬の労務対償性の有無

[Redacted]

⑥ 亡父の事業者性の有無

[Redacted]

⑦ 専属性の程度

[Redacted]

(3) 結論

[Redacted]

3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント (主張、証拠)
1	亡父の「労働者性」	[Redacted]

【平成27年度勝訴判決】

○ [二重就労] 平成■■年■■月■■日 大阪高裁判決 国勝訴（確定）
 （平成■■年■■月■■日 大阪地裁判決 国勝訴（原告控訴））

キーワード：二重就労者の給付基礎日額（平均賃金）

1 事件の概要

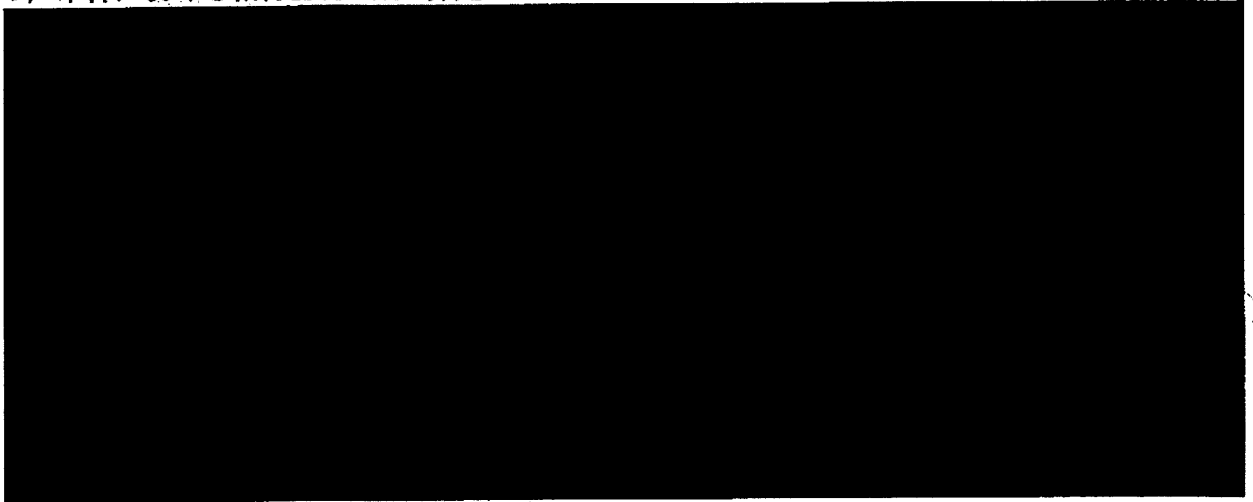
2 判決要旨（国勝訴）（第1審判決からの引用を含む）

(1) 判断枠組み

(2) 業務起因性



(3) 本件における給付基礎日額の算定



3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	個別事業主 の災害補償 責任を担保 する労災保 険制度の趣 旨	

○ [海外派遣者] 平成 年 月 日 東京地裁判決 国勝訴 (控訴審係争中)

キーワード: 海外派遣者と海外出張者との区分

1 事件の概要

2 判決要旨 (国勝訴)

(1) 海外派遣労働者に対する労災保険法の適用についての判断枠組み

(2) 亡夫の海外出張者としての地位の存否

ア 場所的な独立性

イ 及び の法的地位及び権能並びに活動実態

(ア) 法的地位及び権能

(イ) 活動実態

[Redacted]

ウ [Redacted] 及び [Redacted] における亡夫の地位

[Redacted]

エ 結論

[Redacted]

3 勝訴要因

	項 目	国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1.	亡夫の「海外派遣者」該当性	[Redacted]